



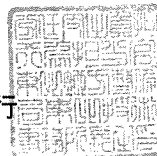
簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成27年7月15日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局東北技術事務所長 加藤 信行



1. 業務概要

- (1) 業務名 新技術活用評価検討業務 (電子入札対象案件)
- (2) 業務の目的
本業務は、東北地方整備局管内の河川国道事務所等が新技術を活用する際の技術支援のために、NETIS技術情報の分析及び補足技術情報の検討や新技術活用調書等の作成を行うものである。
- (3) 業務内容
 - ・ NETIS技術情報の分析及び補足技術情報の検討 1式
 - ・ 新技術活用調書の作成 1式
 - ・ 新技術活用モデルの作成 1式
- (4) 本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。
 - ・ NETIS技術情報を補足するにあたっての留意点
- (5) 履行期間 契約締結日の翌日 ~ 平成28年2月19日
- (6) 本業務は、資料提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官 (以下、「契約担当官等」という。) の承諾を得た場合に限り電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。

2. 参加資格

- (1) 基本的要件
 - 1) 単体企業
 - a) 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。) 第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - b) 参加表明書の提出時において、東北地方整備局 (港湾空港関係を除く) における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争 (指名競争) 参加資格の認定を受けていること。(会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長 (以下「局長」という。) が別に定める手続に基づく一般競争 (指名競争) 参加資格の再認定を受けていること。)
 - c) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (上記b) の再認定を受

- けた者を除く。)でないこと。
- d) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
 - e) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 設計共同体

上記1) 単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成27年7月15日付け東北地方整備局長)に示すところにより、東北地方整備局長から新技術活用評価検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けている者であること。

ただし、1) b)については、東北地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者であること。また、各構成員が新技術活用評価検討業務設計共同体協定書第8条第1項において明示された分担業務に応じた業種区分の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

- (2) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者の全てが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(共通説明書参照)

3. 参加表明書の提出者に対する要件

(1) 同種又は類似業務等の実績

下記1)から3)のいずれかの実績(設計共同体の場合は、代表者について1件以上)を有すること。ただし、1)及び2)は国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成17年度以降公示日までに完了した業務(発注者から直接請け負った者(以下「元請け」という。))として実施した業務)とし、3)は過去に実施した研究実績とする。

1) 同種業務：建設技術の開発又は新技術・新工法の開発又は新技術・新工法の活用に関する検討業務(※)

(※)ただし、設計単独業務を除く。

2) 類似業務：新技術活用に関する行政事務補助業務

3) 研究：建設技術の開発又は新技術・新工法の開発又は新技術・新工法の活用に関する研究

- (2) 1) もしくは2) の実績として挙げた業務成績が65点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

- (3) 説明書において示す、評価対象業務の業務評定点の平均点が60点以上であること。ただし、評価対象業務の実績がない場合は、この限りではない。

4. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明者の経験及び能力

(2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況

(3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

5. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他
- (3) 評価テーマに関する技術提案

6. 配置予定技術者に対する要件

配置予定技術者に対する要件は説明書による。

7. 説明書等の入手に関する要件

参加表明書又は技術提案書を提出しようとする者は、それぞれの期限までに、本業務の説明書及び見積に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」掲載の全ての資料（参加表明書提出時に掲載されている資料）について、参加表明書を提出しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムよりダウンロードしていなければならない。

なお、契約担当官等の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けている場合はこの限りではない。資料をダウンロードしない者は提出された参加表明書又は技術提案書を無効とする場合がある。

8. 手続等

(1) 担当部局

〒985-0842 宮城県多賀城市桜木三丁目6番1号
国土交通省 東北地方整備局 東北技術事務所 経理課 契約係
TEL 022-365-7968
FAX 022-365-8249

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

- 1) 電子入札システムにより交付する。交付期間は公示日から技術提案書提出期限の日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- 2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない本選定の参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）より電子データを交付するので、8.(1)にその旨連絡すること。

(3) 参加表明書の提出期限等

提出期限：平成27年7月27日（月）16時00分
提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下「持参等」という。）により上記8.(1)に提出するものとする

(4) 技術提案書の提出期限

提出期限：平成27年8月18日（火）16時00分
提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参等により8.(1)に提出するものとする。

9. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 8.(1)に同じ。
- (6) 詳細は説明書による

競争参加者の資格に関する公示

新技術活用評価検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成27年7月15日

東北地方整備局長 縄田 正



1 業務概要

(1) 業務名 新技術活用評価検討業務

(2) 業務内容 本業務は、東北地方整備局管内の河川国道事務所等が新技術を活用する際の技術支援のために、NETIS技術情報の分析及び補足技術情報の検討や新技術活用調書等の作成を行うものである。

(3) 履行期限 履行期間は以下の期間を予定している。
契約締結日の翌日～平成28年2月19日

2 申請の時期

平成27年7月15日から平成27年7月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成27年7月28日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（<http://www.thr.mlit.go.jp>）から入手するものとする。

(2) 申請書の提出方法及び提出場所

申請者は、申請書に新技術活用評価検討業務設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日町9番15号

国土交通省 東北地方整備局 総務部 契約課 工事契約調整係

電話 022-225-2171(代)

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月1日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月1日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の（1）から（4）までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

（1）組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。
- ④ 平成26年10月1日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

（2）業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、新技術活用評価検討業務設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、新技術活用評価検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

（3）代表者要件

構成員において決定された代表者が、新技術活用評価検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

（4）設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4（1）②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4（1）②の認定を受けていない構成員が4（1）②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4（1）②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4（1）②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 設計共同体の名称は、「新技術活用評価検討業務〇〇・××設計共同体」とする。
- (2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）」（平成27年7月15日付け分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 東北技術事務所長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。